十二の二十五～十三の十三	（略）
十三の十四	（五R）―四・五―エポキシ―三―ヒドロキシ―一七―メチルモルヒナン―六―オン（別名ヒドロモルフオン）又はその塩類の製剤であつて、一個中（五R）―四・五―エポキシ―三―ヒドロキシ―一七―メチルモルヒナン―六―オンとして二四ｍｇ以下を含有するもの及び一バイアル中（五R）―四・五―エポキシ―三―ヒドロキシ―一七―メチルモルヒナン―六―オンとして二〇ｍｇ以下を含有するもの
十三の十五～三十六の五	（略）
三十六の六	四―［［三―｛［四―（シクロプロピルカルボニル）ピペラジン―一―イル］カルボニル｝―四―フルオロフエニル）メチル］フタラジン―一（二H）―オン（別名オラパリブ）及びその製剤
三十六の七～三十六の四十四	（略）
三十七～六十二の十七	（略）
六十二の十八	デユピルマブ及びその製剤
六十二の十九～六十二の二十四	（略）
六十三～百三	（略）
百三の二	（一R・二S）―一―（六―ブロモ―二―メトキシキノリン―三―イル）―四―（ジメチルアミノ）―二―（ナフタレン―一―イル）―一―フエニルブタン―二―オール（別名ベダキリン）、その塩類及びそれらの製剤
百三の三	（略）
百四～百十二の五	（略）
百十二の六	七―｛四―［四―（一―ベンゾチオフエン―四―イル）ピペラジン―一―イル］ブチル｝オキシ）キノリン―二（一H）―オン（別名ブレクスピプラゾール）及びその製剤
百十三～百十六	（略）
百十六の二	ベンラリズマブ及びその製剤
百十七～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

一～六	（略）
七	アテゾリズマブ及びその製剤
八～二十七	（略）
二十八	イノツズマブ　オゾガマイシン及びその製剤
二十九～七十二	（略）
七十三	四―［（三―｛［四―（シクロプロピルカルボニル）ピペラジン―一―イル］カルボニル）―四―フルオロフエニル）メチル］フタラジン―一（二H）―オン（別名オラパリブ）及びその製剤
七十四～百六十八	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

十二の二十五～十三の十三	（略）
十三の十四	（五R）―四・五―エポキシ―三―ヒドロキシ―一七―メチルモルヒナン―六―オン（別名ヒドロモルフオン）又はその塩類の製剤であつて、一個中（五R）―四・五―エポキシ―三―ヒドロキシ―一七―メチルモルヒナン―六―オンとして二四ｍｇ以下を含有するもの
十三の十五～三十六の五	（略）
	（新設）
三十六の六～三十六の四十三	（略）
三十七～六十二の十七	（略）
	（新設）
六十二の十八～六十二の二十三	（略）
六十三～百三	（略）
	（新設）
百三の二	（略）
百四～百十二の五	（略）
	（新設）
百十三～百十六	（略）
	（新設）
百十七～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

一～六	（略）
	（新設）
七～二十六	（略）
	（新設）
二十七～七十	（略）
	（新設）
七十一～百六十五	（略）